

運 輸 省 届 出

普通倉庫保管料率表

株式会社 中 央 倉 庫

目 次

普通倉庫保管料

1 基本料率	(2)
2 適用規定	(3)
3 割増料率	(3)
4 その他の料金	(4)
5 消費税及び地方消費税の加算	(4)
倉庫証券発行等手数料金	(4)

普通倉庫保管料

1. 基本料率

(単位 円)

大区分	中区分	従価率(1,000円につき)	従量率(1トンにつき)	
穀飼類	米・麦・粉類	0.60 ~ 1.70	130 ~ 260	
	その他の穀飼類	1.50 ~ 2.80	180 ~ 460	
農林水産品	たばこ	0.60 ~ 0.80	110 ~ 350	
	農産物・木材	0.90 ~ 1.80	260 ~ 340	
	水産品	1.40 ~ 1.80	360 ~ 900	
塩・砂糖類	塩	0.80 ~ 1.00	70 ~ 190	
	砂糖	1.40 ~ 1.80	210 ~ 400	
食料工業品		1.40 ~ 2.80	220 ~ 360	
繊維製品		1.00 ~ 1.30	350 ~ 1,020	
繊維原料	生糸・毛類	0.70 ~ 1.30	380 ~ 500	
	その他の繊維原料	0.90 ~ 1.80	110 ~ 260	
紙・パルプ類		1.40 ~ 1.80	220 ~ 610	
金属・機械類	貴金属地金	0.040 ~ 0.050	(注) 160 ~ 210	
	鉄材・鉄製品	1.40 ~ 1.80	120 ~ 160	
	地金・自動車・車両 金物製品(洋食器・空缶類) 機器・器具・部品 (家庭用電気・ガス・石油器具のみ)	0.90 ~ 2.10	230 ~ 580	
	その他の金属・機械類	0.90 ~ 2.80	650 ~ 1,230	
	肥料類		1.00 ~ 2.50	130 ~ 310
	化学工業品	薬品類(医薬品のみ) 染料・塗料 油脂・ろう類 化学製品 (化粧品・合成樹脂素材のみ)	1.30 ~ 2.80	460 ~ 740
その他の化学工業品		1.40 ~ 3.10	200 ~ 410	
窯業品				
セメント		1.40 ~ 1.80	170 ~ 220	
	板ガラス	1.40 ~ 1.80	440 ~ 570	
ゴム類		1.40 ~ 3.00	370 ~ 630	
皮革類		1.40 ~ 1.80	1,010 ~ 1,310	
鉱産品		1.40 ~ 1.80	320 ~ 420	
雑品		3.50 ~ 4.60	460 ~ 610	

(注) 1トンにつきを1kgにつき

2. 適用規定

- (1) 基本料率表に記載のない貨物については、類似貨物の料率を適用します。
- (2) 保管料は暦日によって1日から10日までと、11日から20日までと、21日から月末までとをそれぞれ一期として計算します。
- (3) 従価率による算出は寄託申込価格（寄託申込価格が不相当と認められるときは時価によります）により、従量率による算出は正常な重量または体積によります。
- (4) 重量は1,000キログラムをもって1トンとし、体積は1.133立方メートルをもって1トンとします。
- (5) トン数は重量、体積いずれか大なる方によります。
- (6) 請求各口につき50銭未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはその端数金額を1円として計算します。
- (7) 請求一口の保管料総額が500円に満たないときは500円とします。

3. 割増料率

- (1) 下記貨物には、基本料率に次の割増率を付加します。

なお、割増が重複する場合は、各割増率を合算して基本料率に乗じます。

イ. 保税貨物	基本料率の3割増以内
ただし、無税品は基本料率の1割増とします。	
ロ. 定温倉庫蔵置貨物	基本料率の8割増以内
ハ. くんじょう倉庫蔵置貨物	基本料率の2割増以内
ニ. 消防法等の危険物	
消防法の規定による危険等級Ⅰ及びⅡの危険物並びに	
危険等級Ⅲの危険物のうち第4類第二石油類	基本料率の30割増以内
消防法の規定による危険等級Ⅲの危険物(第4類第二石油類を除く)	基本料率の10割増

- (2) 酒税又はたばこ税未納貨物、遭難貨物、特大品、荷造不完全・積載不適・積載制限・小口貨物、有毒性・汚損性・強臭性貨物又はばら貨物については、基本料率による料金のほかに、寄託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

4. その他の料金

(1) 寄託者の要求により特別の事務処理等を行った場合は次の料金を申し受けます。

イ. 在庫証明書、在庫報告書、送状、温湿度等の調査報告書

又はこれらに準ずる諸書類の作成 : 1件につき500円以内

ロ. 電算機その他の機器を使用して特別な事務処理等を行った場合 : 寄託者と協議の上決定した金額

(2) 寄託者の要求により貨物の検品・検査の立会、機械による湿度調整、その他貨物の保管に特別の手数又は設備を要した場合は、寄託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

5. 消費税及び地方消費税の加算

消費税は、1. から4. までによって計算した料金の総額の消費税及び地方消費税相当額を、別途加算の上申し受けます。ただし、保税蔵置場に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りではありません。加算に当たっては、2. (6)と同様の端数処理を行います。

◎倉庫証券発行等手数料金

証券1枚につき次の料金を申し受けます。

(1) 発行手数料金 1,800円

(2) 券面記載内容変更手数料金 500円

なお、消費税は、手数料金の消費税及び地方消費税相当額を、別途加算の上申し受けます。加算に当たって、1円未満の端数があるときは、1円単位に四捨五入を行います。